

## 第2回志摩市景観審議会 議事録

|                 |     |  |         |
|-----------------|-----|--|---------|
| 会議の名称           |     | 第2回志摩市景観審議会  |         |
| 開催日時            |     | 平成26年2月17日（月）午後1時30分～午後2時40分   |         |
| 開催場所            |     | 志摩市役所4階 402会議室   |         |
| 事務局             |     | 志摩市 建設部 都市計画課  |         |
| 出席者             | 委員  | <p>【出席委員】林 州啓(会長)、浅野 聡(副会長)、田邊 学、藤田 和也、山際 良成<br/>上村 正則、山崎 勝也、畑 順子</p> <p>【欠席委員】なし</p>  |         |
|                 | 事務局 | <p>山路 正明（建設部 調整監）<br/>柴原 秀二（建設部 都市計画課長）<br/>澤村 博也（都市計画課 課長補佐）<br/>中村 貴行（都市計画課 主事）</p>  |         |
| 公開・非公開          |     | 公開   | 傍聴者数 0人 |
| 非公開・一部非公開の場合の理由 |     | —  |         |
| — 開 会 —<br>課 長  |     | <p>皆さん、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、第2回志摩市景観審議会を始めさせていただきます。本日の司会進行を担当させていただきます都市計画課長の柴原です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局を紹介させていただきます。志摩市 建設部 調整監の山路です。事務局の私、課長の柴原です。課長補佐の澤村です。主事の中村です。</p> <p>開会の挨拶でございますが、市長、建設部長は、議会への出席のため欠席させていただきますので、建設部 調整監 山路よりご挨拶申し上げます。調整監、お願いいたします。</p>   |         |
| — 挨 拶 —<br>調整監  |     | <p>皆さん。こんにちは。建設部 調整監の山路でございます。市長、部長は、議会の全員協議会に出席しておりますので、代わりまして私から一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日、委員の皆様方には、公私ともご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。また、日ごろから市の景観形成の推進につきまして、格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、昨年2月8日に初めての景観審議会が開催され、今回が2回目となります。前回の審議会におきまして、事務局から「志摩市景観計画（案）」をご説明させていただきましたところ、委員の皆様の同意をいただき、また、志摩市のより良い景観の形成に向けた貴重なご意見もいただきました。</p> <p>志摩市景観計画は、「志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、『にぎわい』</p> |         |

がめぐる景観まちづくりの推進」とした景観形成の目標を実現するため、景観法に基づき、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて、地域の景観特性に配慮しながら定めたものであります。この景観計画は、平成25年4月1日に告示を行い、半年間の周知期間を経て、10月1日から運用を開始しました。

本日は、この志摩市景観計画の運用状況等について、事務局からご報告申し上げるとともに、委員の皆様からは、良好な景観づくりに向けたご意見等をいただければと考えております。

志摩市は、現在、伊勢志摩国立公園の豊かな自然資源を活用し、持続可能な地域づくりを進めていくため、「新しい里海創生によるまちづくり」を重点的に取り組んでいるところであります。昨年8月には「新しい里海のまち宣言」を行いました。この宣言には、志摩市の素晴らしい自然環境を100年先の子どもたちまで絶え間なくつないでいこうという景観保全のメッセージも込められています。良好な景観は、豊かな心や感性を育み、地域の絆をより深め、地域の力の源となります。そして、今、こうした取り組みによって、市民の中でも地域の自然や歴史に根ざした美しいまちづくりへの関心が高まりつつあります。

今後の景観行政の推進につきましても、皆様の貴重なご経験やご意見を参考にさせていただきながら、進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にご出席賜りましたことに、厚くお礼申し上げますとともに、今後のお力添え、ご指導を賜りますことを併せてお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの開会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございます。

課 長

次に、本日の会議資料の確認をお願いします。お手元に【資料①】事項書、【資料②】座席表、【資料③】委員名簿、【資料④】説明資料、【資料⑤】参考資料のご確認をお願いします。資料の不足等はありませんでしょうか。それでは、これから先の議事進行は、林 会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いします。

— 議 事 —

会 長

皆さん、こんにちは。それでは、議事に移りたいと思います。事項書をご覧ください。本日は、報告議案としまして1件が予定されています。議事進行につきましては、皆様のご協力をよろしくをお願いします。本日、傍聴者はいませんので、このまま会議を進行させていただきます。

事項書に基づきまして議事の進行をしてみたいと思います。事項書をごらんください。議事の「(1)出席委員数の確認」に移ります。本日の審議会の出席者は8名、欠席者は0名であり志摩市景観規則第24条第2項に規定されています過半数の出席がありますので、会議は成立となります。

次に議事の「(2)志摩市景観計画の運用状況等について」を事務局から説明していただきます。よろしくをお願いします。

— 報 告 —

事務局

皆さん、こんにちは。昨年度、担当しておりました喜田にかわりまして、今年度か

ら景観計画の事務担当をしております都市計画課の中村です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

事務局から志摩市景観計画の運用状況等について説明をさせていただきます。前回の審議会では、志摩市景観計画の目的、景観形成の目標や位置付け、各ゾーンや眺望保全地区に分けた景観の形成に関する方針などその概要について、委員の皆さまにご説明いたしました。

先ほど、山路調整監からの挨拶にもありましたように、この志摩市景観計画は、平成25年4月1日に告示、そして半年間の周知期間を経て、10月1日から運用を開始しました。平成25年9月30日までの景観区域内における届出は、三重県が定める景観計画の基準になっていたわけですが、10月1日以降は、志摩市独自の基準により、届出対象行為を定め、そしてその届出書類の審査を行うことができるようになりました。その結果、事業者が届出を行う際には、志摩市の美しい自然環境や豊かな歴史・文化的景観に則したきめ細やかな配慮を市からお願いできるようになりました。

本日は、この志摩市景観計画で定める届出を要する行為とその規模、実際の届出の流れや景観形成の基準の例、そしてこの1年間の届出状況等について、委員の皆さまにご説明いたします。

それでは、お手元の【資料④】の説明資料をご覧ください。1から7までのインデックスラベルが貼ってある資料になります。表紙を見ていただきますと、①から⑦までの項目がありまして、横に貼ってありますインデックスがその番号に対応したものになっています。

まず、インデックス1をご覧ください。志摩市景観条例に基づく届出対象行為です。これからの説明は、前回の審議会での説明と重複する箇所も一部ありますが、おさらいという意味合いでお聞きいただければと思います。

志摩市は、全域が景観計画区域となっており、資料の中に記載されている行為を行う際、一定以上の規模である場合には、事前に志摩市へ届出を行い、後に出てきます「景観形成基準」に適合する必要があります。

表の1の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは色彩の変更を行う行為について、高さ10mを超えるもの又は建築面積が500㎡を超えるものは届出の対象となります。

2の工作物の新設、増築、改築若しくは移転若しくは外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更について、①から⑫までの工作物の種類により、それぞれの規模を定めています。例えば、②の架空電線路用の鉄筋コンクリート柱を新設する場合、それが届出対象行為となるかどうかについては、その右に記載されている高さ30mを超えるかどうかという点で判断します。

3の開発行為、4の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更については、行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるものが届出の対象となります。

5の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の物件の堆積につい

ては、行為に係る土地の面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるもの、又はその高さが 5 mを超えるものが届出の対象となります。

三重県景観計画の届出対象行為と比較しますと、1の建築物の新築等については、三重県では、高さ13mを超えるものまたは建築面積が1,000 m<sup>2</sup>を超えるものが届出対象となっているのに対し、志摩市では高さ10mを超えるもの又は建築面積が500 m<sup>2</sup>を超えるものは届出の対象となります。また、2-①の煙突や2-③の鉄筋コンクリート造の柱などの工作物などは、三重県では高さ13mを超えるものとしていますが、志摩市では高さ10mを超えるものをその届出の対象としており、三重県の基準より厳しいものになっています。

続きまして、インデックス2をご覧ください。ここには、先ほど見てもらいました届出対象となるそれぞれの行為がイラストで説明されています。例えば、真ん中のイラストのように増築後の建築面積が500 m<sup>2</sup>を超えたり、その下のイラストの増築後の高さが10mを超えるような場合は、届出対象となるということです。

次のページに進んでもらうと、外観の色彩の変更や、工作物の新設などの行為がそれぞれ例示されています。先ほどの届出対象行為をイラスト例にしたものでありますので、これらの箇所につきましては、後でご確認いただければと思います。これらの資料は、都市計画課の窓口や志摩市ホームページにもあり、事業者から届出の相談があった際の説明資料となっています。

続きまして、インデックス3をご覧ください。実際の届出手続きの流れです。事業者は、行為の計画を行い、その行為が届出対象行為となる場合は、志摩市景観条例に基づき事前相談を行ってもらいます。これは、「景観形成基準チェックシート」を用いて、事業者や設計者の方に自ら、行為の内容をチェックしていただき、景観計画に定める景観形成基準に適合しているかを確認していただくことを目的としています。

事業者から事前相談申出書及び図面等の関係図書の提出があると、市は、景観形成基準と照らし合わせ、届出行為が志摩市の良好な景観の形成に配慮されたものになっているかを確認します。

例えば、新たに建設する建物が周辺の建築物や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのあるものとなっているか、建築物の屋根や外壁の色彩が、周囲の景観から突出するような派手なものになっていないか、周辺との調和に配慮されているか、行為を行う場所については、できる限り多くの部分を緑化するように配慮されているか、また、緑化の際には、地域に自生している樹種や種子を選定し、周辺の景観と調和のとれたものになっているかなどです。

このような事前審査を行ったあと、事業者に対し、必要に応じて指導または助言等を行っています。事前相談が終わった後、事業者から本申請の届出を行ってもらいます。この際、先ほどの事前相談時の指摘事項が本申請の内容に反映されているか、再度確認を行います。

景観法の規定により、通常は届出の受理日から原則30日間は行為に着手することはできませんが、先ほどの事前相談の内容などにより支障がないと認められたものに

については、行為の着手制限の期間が短縮され、その旨を事業者へ通知します。なお、届出された行為の内容が良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される場合や周辺への景観への配慮の方法について、景観形成基準に照らし合わせても窓口での判断が難しい場合には、この景観審議会に諮る場合があります。

また、景観形成基準に対する適合性において、不適合となった場合は、事業者に対して勧告や命令を行い、行為内容の修正を行ってもらうこととします。工事完了後には、事業者から完了報告書を提出してもらうこととなります。

それでは、先ほどから出ています「景観形成基準」についてご説明します。インデックス4をご覧ください。景観形成基準とは、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、良好な景観の形成に関する方針の実現化に向け定めたものです。つまり、景観計画区域内における建築物の新築や工作物の新設、開発行為等について、緩やかな規制誘導を行う基準であると言えます。

ご覧の資料には、景観計画区域が載っています。ここには、緑色の山地・里山ゾーン、薄いベージュの里海熊野灘沿岸ゾーン、赤色の市街地ゾーン、オレンジ色の沿道ゾーン（内陸型）、青色の沿道ゾーン（沿岸型）、が示されており、また、横山と桐垣の2つの展望台からの眺望保全地区が赤線で囲まれています。

事業者は、計画予定のものが届出対象行為となる場合、その場所が景観区域内において、どのゾーンに該当するのか、眺望保全地区に該当するかどうか、そして、ゾーンが決まれば、そこにはどのような景観への配慮が求められているのかを景観形成基準に沿って確認してもらい、それを事業計画へ反映してもらうこととなります。

次のページをご覧ください。一般地区の景観形成基準は、重点地区に指定された区域を除く市全域に適用されます。また、眺望保全地区においては、その地区の基準が重ねて適用されます。それぞれのゾーンや地区における良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、全てのゾーン・地区に適用される基本的基準と、各ゾーン・地区の景観特性に応じて適用される独自の基準に分けられます。

基本的基準や各ゾーンの独自の基準の詳細な内容は、次のページ以降に記載されていますので、また後でご確認いただければと思います。

事業者は、事前相談を行う際、行為の場所がどのゾーンに該当するのかをしっかりと把握してもらい、それぞれの景観形成基準に応じた配慮を検討してもらうこととなります。

それでは、この景観形成基準に基づいた具体例な配慮の例をいくつかご覧いただきます。インデックス5をご覧ください。建物の色彩についての具体例です。

真ん中の左のイラストでは、建物の屋根や外壁の色彩が原色に近い黄色や赤色が使用されており、周辺の景観から突出したものになっています。これに景観形成基準における色彩基準に基づいた配慮を行ってもらうことで、右のイラストのように周辺の風景になじむような落ち着いた色合いのものになっています。

お手元の左のページを見ていただきますと、この色彩基準が載っています。ここには、建物の外壁基調色と屋根色の基準が示されています。それぞれの色相に応じた基

準となっており、赤線の枠が外壁、青線の枠が屋根の色彩の基準範囲となっています。事業者には、この範囲に収まる色彩を計画してもらうことになります。

右のページの一番下のイラストをご覧ください。基本的基準において、建物の見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色を使用することはできますが、その場合はできるだけアクセント色が明るくなりすぎないよう色彩を抑え、組み合わせや使用面積のバランスを工夫し、過剰に使用しないような配慮をしていただきます。

次のページをご覧ください。電気通信施設の例としまして、携帯電話無線基地局の鉄塔を設置する場合です。

最近では、携帯電話各社が通信エリアサービス拡大や通信状況の改善のため、携帯電話無線基地局鉄塔の新設や建て替えを行っています。志摩市でも事業者からこの携帯基地局を新設する場合の手続きについて、問い合わせがしばしばあります。

鉄塔等を設置する際には、必要最低限の高さに抑え、周辺の景観から突出しないような形状や色彩に工夫していただきます。例えば、やぐら組みの鉄塔を鋼管1本に置き換えたり、本来光沢のある表面をつや消しや茶系色に塗り替えたりするなど景観への配慮をしていただくことになります。

次のページをご覧ください。眺望保全地区における景観形成基準の具体例です。

志摩市には横山展望台眺望保全地区と桐垣展望台眺望保全地区の2箇所があります。これらの展望台からは、複雑に入り組んだリアス式海岸や養殖筏などが折り重なる様子などを望むことができ、この眺望は志摩市が誇る景観の代表格であります。こういった素晴らしい景観資源を守っていくためにもこの地区内における建築物の新築等については、出来る限り高さを抑え、展望台視点場からの眺望を阻害しないよう配慮することとなっております。

この地区で届出対象行為を行う場合は、事業者には、事前に写真による景観シミュレーションを行ってもらいます。次のページの右側にありますA3の写真をご覧ください。

横山展望台と桐垣展望台からの各視点場からの写真です。事業者は、ここに届出対象行為となる建築物等を示してもらうこととなります。また、その箇所の拡大写真も添付してもらい、建築物や工作物等が建設された後の眺望景観を予測してもらいます。この景観シミュレーションにより作成された予測図（画像合成図）は、届出書に添付の計画図面やチェックシートなどと合わせて、景観形成基準に適合しているかの判断材料のひとつとなります。

続いて左のページをご覧ください。開発行為や土地の形質の変更などにより、法面が生じた場合の景観に対する配慮の例です。

法面は、緑化のためにできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和のとれた樹種により緑化することとなっております。イラストを見ていただきますと、垂直または急な擁壁は避け、緩やかな法面とするなど、緑化しやすい形となっております。そして緑化の際には、その地域に自生する樹種を用いて緑化することにより、植生の保護や周辺の景観との調和に配慮することとなっております。

以上が、景観形成基準に基づいた配慮の例の一部であります。この他にも、それぞれの行為に応じて景観形成基準が定められております。これら基準やイラストで示した配慮の例などは、都市計画課の窓口や志摩市ホームページにおいても公開しておりますので、また時間のあるときにでも見ていただければと思います。

続いて、インデックス6をご覧ください。志摩市景観条例に基づく届出件数等になります。平成25年4月1日から平成26年2月10日までの届出件数となります。9月30日までは、三重県景観に基づいた届出件数、10月1日以降は志摩市景観計画に基づいた届出件数となっております。上段が「届出」、下段が「通知」となっております。この違いについては、「届出」は個人や民間事業者の場合で、「通知」は国の機関や地方公共団体の場合となります。

まず、届出からご覧ください。行為の内訳としまして、

- ① 建築物5件です。商業施設の新築や外壁の色の塗り替え、民間保育所や老人介護施設の新設などです。
- ② 工作物4件です。携帯電話無線基地局鉄塔の新設や建て替え、架空電線路用鉄鋼の色の塗り替えなどです。
- ③ 開発行為1件です。都市計画法に規定している開発行為です。
- ④ 土地の形質の変更5件です。土地の開墾や土石の採取、また、太陽光パネル設置に伴う土地の形質の変更などです。
- ⑤ 土石や廃棄物などの物件の堆積は0件です。

続いて通知の内訳としまして、

- ① 建築物2件です。学校の体育館の増築や校舎の外壁の塗り替えです。
- ② 工作物3件です。消防団ホース乾燥塔の新設や三重県の急傾斜崩壊対策事業に伴うモルタル吹き付けによる法枠設置工事などです。
- ③ 開発行為1件です。都市計画法に規定している開発行為です。
- ④ 土地の形質の変更1件です。市道拡幅工事に伴う法面の改良です。
- ⑤ 土石や廃棄物などの物件の堆積は0件です。

以上が今年度の届出及び通知件数となります。

最後に、インデックス7をご覧ください。平成25年10月1日からの志摩市景観計画運用に伴い実施した事業等についてご説明いたします。

①昨年度から協議を重ねてきました景観重要公共施設につきまして、平成25年8月、志摩市は、三重県と「景観重要公共施設（道路・漁港）に関する協定」を締結しました。志摩市景観計画では景観重要公共施設の整備に関する事項というものがあ、景観重要公共施設として19の道路と波切漁港の合計20施設を定めています。

その中で三重県が管理している施設は、資料に記載のとおり、7路線（国道167号、国道260号、県道鳥羽阿児線（パールロード）、県道浜島阿児線、県道伊勢磯部線、県

道安乗港線、県道波切港線)と波切漁港があります。

これら景観重要公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つとなるものであるという観点から、管理者である三重県と景観行政団体である志摩市が連携を図り、それぞれの地域の景観特性に配慮した整備や維持管理を行っていくことをこの協定において確認しました。

続いて、②のとおり志摩市景観計画の概要版の配布を行いました。10月1日から運用開始となる志摩市景観計画の内容について、市民の皆さんに幅広く知っていただくため、8月1日に市内17,229戸に対し、概要版を全戸配布しました。また、広報しまや志摩市ホームページにおいても同じように周知を行いました。

③平成25年9月7日(土)午後1時30分から磯部生涯学習センターにて「志摩市景観講演会」を開催しました。市民のみなさんに景観に対する意識を高めてもらうことを目的とした講演会で、2部構成の内容としました。まず、第1部として、10月1日から運用開始となる「志摩市景観計画」の概要説明を都市計画課が行いました。次に第2部としまして、本日出席いただいております、三重大学の浅野先生に講師をお願いしまして、「景観法を活用した景観まちづくり」について講演をしていただきました。

講演では、山などの自然の美しさを活用した所謂「借景」を取り入れたまちなみについて、スライドを交えて紹介していただき、また、歴史的な町なかにな大きなマンションやビルが建ってしまったことによる景観問題の事例を挙げ、景観計画の必要性を説明していただきました。

さらに、景観まちづくりの先進事例として、巖島神社があります広島県の宮島の取り組みの現状や県内松阪市や伊勢市河崎地区に見られる地域主体の協働型まちづくりについて、分かりやすく説明していただき、この講演会に参加された住民の皆さんも熱心に聞き入っておられました。講演の最後には、地方都市における景観法を活用した地域再生の可能性は、現在も将来も十分にありうるという浅野先生のお話もいただき、景観行政を担当する私たちも大変勇気づけられると同時に景観計画を活用したまちづくりの重要性を改めて認識した次第であります。

以上が、志摩市景観計画の運用状況等に係る事務局からの報告となります。

— 質疑応答 —

会長

それでは、ただいま事務局から報告がありました「志摩市景観計画の運用状況等について」委員の皆さんからご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

田邊委員

【資料④】のインデックス6で届出件数が出ており、鉄塔などの工作物は、よくある届出ということで色彩について大きな問題は生じにくいと思いますが、一方、届出のあった老人福祉施設、保育所、学校の校舎の塗り替えなどについては、経験上、比較的色を使われる傾向にあると思いますが、届出の経緯などを教えてください。また、景観計画を運用するようになって、メリットが感じられるような点があれば教えてください。

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ださい。</p>  |
| 事務局  | <p>小学校の校舎の外観変更を例にみると、校舎の外壁に経年劣化が目立ち、だいぶ色あせてきているので、改装工事を行う中で全体的に外壁を塗り直したいという届出でした。色彩は、新築当時の外壁に近い色へ戻したいというものでした。工事の担当職員も景観計画における色彩基準のことはよく理解しておりましたし、事前相談の段階から色彩基準の範囲内となるべく色を抑えたものにしてもらうようこちらからもお願いをしました。</p> <p>次に景観計画を運用するようになって感じられたメリットですが、一つの例として申し上げますと、景観計画の景観形成基準では、開発行為や土地の形質の変更で法面が発生した場合、その法面を緑化する際には、その地域に自生する種子や樹種を用いて緑化することとなっています。土地の形質の変更の届出に係る事前相談時に、そういった点が抜けていることがありましたので、事業者へその旨を伝え、景観形成基準に沿った配慮をしていただくようお願いしました。これは、景観計画があったことで、事業者に景観への配慮をお願いができるようになった一つの例だと思います。</p> |
| 田邊委員 | <p>現在のところ届出に係る大きな問題は無いようですね。景観計画の運用による効果が出てきているということですね。ありがとうございました。</p>   |
| 会 長  | <p>他にご意見、ご質問等はございませんか。</p>   |
| 山際委員 | <p>うちの近くに農地があって、そこに太陽光パネルを設置するかどうかという話がありますが、そういったことも景観計画の届出の対象となるのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>太陽光パネルを設置する場合、それが届出対象行為となるかどうかについては、その大きさによります。</p>   |
| 山際委員 | <p>例えば1,000坪の土地があったとして、その敷地の大きさで判断するのではなくて、そこに設置するパネルの大きさで判断するということですか。</p>  |
| 事務局  | <p>そういうことになります。ただし、土地の形質変更を伴い、その行為の面積が3,000㎡を超えるのであれば、景観計画における「土地の形質の変更」として届出をしてもらうことになります。資料④のインデックス6の届出の「土地の形質の変更」の件数については5件となっていますが、この中で、最近では太陽光パネルの設置に係る届出の相談がよくあります。</p>  |
| 会 長  | <p>その場合でも太陽光パネルの面積で届出対象となるのか判断するのですか。</p>  |
| 事務局  | <p>まずは、太陽光パネル設置に伴い、土地の形質の変更があり、それが3,000㎡を超えるのであれば、その行為の届出をしてもらい、そのパネルがひとつのものとして500㎡を超えるようであれば、その部分について届出をしてもらうということになります。</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | す。   |
| 会 長  | まずは、事業者から市へ事前に相談をしてもらってからということですね。   |
| 事務局  | はい、そういうことになります。最近では、一般の宅地開発は少なく、やはり太陽光パネルの設置に係る相談が多いですね。   |
| 浅野委員 | <p>よろしいですか。先日は桑名市の景観審議会に出席しまして、1年間の運用状況の報告を受けました。また、先々週は三重県の景観審議会に出席しまして、同じように運用状況の報告を受けました。資料④のインデックス6では、届出と通知の状況が分かりやすくなっていてありがたいのですが、届出や通知に挙がってきたそれぞれの具体的な内容について、出来ればパワーポイントを使って、写真等で説明していただいた方が良かったかなと思います。年間の届出や通知の件数は、何百件も無いですよ。届出があり、許可され建築された建物や通知における公共工事について、写真で紹介していただいて、審議会ですべてを確認させてもらえたらと思います。</p> <p>あと、太陽光パネルの件は、よく問題になることでして、太陽光パネルは1個だと小さいものですが、しかし、群になると500㎡を超えるような大きなものになります。そうすると、届出については、どちらで判断すればいいのかということになり、この点については桑名市さんからも聞かれたことがあります。1個の面積だと、永久に届出対象にはなりませんので、私としては群の面積を出してもらった方がいいかなと思います。群での景観が重要になるとしますので、群で500㎡を超えるときは、届出対象にしてもらいたいと思います。</p> <p>今後、太陽光パネルの設置は増えそうなので、届出対象の基準を市で作ってみてはどうでしょうか。数年前までは、太陽光パネルの届出はそれほど無かったと思います。三重県においても、太陽光パネルの基準は作っていないと思いますが、最近が増えてきています。例えば、ガイドラインや内規などでいいと思いますので、積み重ねていながら基準を作ってみてはいかがでしょうか。</p> |
| 事務局  | 現在、届出のパネルの架台が500㎡を超えるかどうかで届出対象の工作物になるかどうかを判断しており、浅野先生が言われるような群をその届出対象の基準としているわけではありません。  |
| 浅野委員 | そうですね。太陽光パネルは群で判断するというのをガイドライン等で決めておくのもいいかなと思います。  |
| 事務局  | 県内の状況を見ますと、太陽光パネル設置の届出基準は、どこの自治体もまだ持っていないようです。   |
| 浅野委員 | そうですね。これから各市が基準を作っていくことになっていくのだろーと思います。あと、建築物等の届出があった際に、一定規模以上のものであれば、景観審議会の意見を聞くとするような基準や目安を作ってみてもいいのではないかなと思います。   |

志摩市ではめったにないと思いますが、例えば大規模なショッピングセンターのようなものができるのであれば、景観審議会の意見を聞く、もしくは報告をするといったようなことをしていただければと思います。桑名市でもそういった運用をしていると思います。基本は、窓口の判断で良いと思いますが、重点候補地区内や景観重要公共施設（道路・漁港）に接した場所で行う開発行為の届出や何年かに1回出てくような大規模な建物の届出は、景観審議会ですら事前に意見を聞くというような基準にしてみてもいいと思います。

なぜ、こんなことを言うのかと言いますと、めったにないと思いますが、変更命令や勧告を出さなければいけないときに、やはり、たまには集まって、景観審議会ですら議論しておく習慣をつけておかないと、いきなり協議してそういった判断をしていくことは難しいのではないかと思いますし、制度が錆びついてしまうのではないかと思います。例えば、年に1～2回は集まって、案件を事前に協議したり、問題がないことを委員の皆で確認するというのも良いことだと思います。

あと、今日、ここへ来る時に交差点のところで物流倉庫みたいな新しい建物を見たんですが・・・

事務局

プラントですね。スーパーマーケットです。

浅野委員

あれも窓口の判断でオーケーを出しているんですよ。

例えば、もし、あの建物の届出について、事前にこの景観審議会に出してらっただんならば、「もっと緑化してほしい」というような意見が出たのではないかなと思います。桑名市であれば、イオンのショッピングセンターの届出について、事前に審議会へ出してもらっています。「外構はできるだけ緑化してほしい」等の審議会の意見を出すと、事業者は結構対応してくれます。何も言わないと原案のとおりとなりますので、プラスアルファのところで意見を出す習慣は持っておいた方がいいかなとは思っています。

大手の事業者は、各地の景観計画に対応して慣れてきていますので、緑化にはサッと協力してくれたり、色彩が基準の範囲内であったとしても、もう少し明度や彩度を抑えたものに微調整してくれたりすることもあります。志摩市において、大規模な施設の届出があれば、事前に景観審議会ですら委員の皆さんに協議してもらい、事業者にもう一歩頑張ってもらおうような意見を出していければいいかなと思います。

事務局

先生からいただいたご意見については、事務局の方で検討させていただきたいと思っています。

浅野委員

説明資料にA3サイズの眺望保全地区のシミュレーション写真があり、その中で「拡大写真は黄色の枠内の高さが8cm程度に拡大する」となっていますが、どういう基準でこの8cmという目安を決めているのでしょうか。原案は浅野研究室で作ったものなのですが、その時にこの8cmという提案は特になしだったので、後に市の方で精査してこの目安になったのかと・・・。

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>浅野先生が言われたようにこのシミュレーション写真は、三重大学と三重県の研究調査の結果を参考にさせていただいていますが……。申し訳ありません。後で調べて回答させていただきます。</p>  |
| 浅野委員 | <p>資料④のインデックス7で景観重要道路や漁港について、三重県と協定を締結したということですが、来年度に景観重要公共施設の指定を行っていくということでしょうか。今は協定を締結しただけであって、景観計画の中ではまだ指定していませんよね。</p>  |
| 事務局  | <p>景観計画の62ページにおいて、景観重要公共施設を既に指定しています。そこには、指定された道路と漁港が記載されています。</p>  |
| 浅野委員 | <p>ああ、そうですね。景観計画の中で既に指定されていますね。了解しました。ありがとうございます。</p>   |
| 会 長  | <p>それでは、他にご意見はございませんか。無いようですので次に移ります。続きまして、「(3)その他について」事務局から何かございますか。</p>   |
| 事務局  | <p>次回の審議会の開催予定ですが、現在のところ未定であります。志摩市景観条例に基づき、審議が必要な案件が生じた場合は、その都度、会議を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。</p>   |
| 会 長  | <p>ありがとうございました。委員の皆さまから、ご質問等はございませんでしょうか。</p>   |
| 浅野委員 | <p>来年度は景観法制定から10年になり、国土交通省が各地で景観のシンポジウムを行う予定です。私も中部地方整備局から企画の相談を受けていまして、東海4県を対象としたシンポジウムを三重県内で開催する予定です。この件については、三重県を通じて各市へ連絡がいくと思っておりますので、その際には、審議会委員の皆さんへご案内をお願いします。</p> <p>あと、藤田委員さんにお聞きしたいのですが、国立公園の見直しについては、今どういった状況になっているのでしょうか。</p> |
| 藤田委員 | <p>管理計画のことですかね。</p>   |
| 浅野委員 | <p>はい、そうです。</p>   |
| 藤田委員 | <p>管理計画は、まだ具体的な話は出てきていないですね。3市1町ありますので、志摩市の部分だけ変えるというわけにはいかないかなと……。そのあたりのことは、名古屋の事務所とも相談していかないといけないんですが、もう少し時間がかかると思います。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 浅野委員 | <p>できるなら近い将来にぜひやっていただきたいと思います。志摩市景観計画に上乘せするのは屋根の勾配ぐらいですかね。</p>  |
| 藤田委員 | <p>そうですね。傾きの数値とあと色彩がありますね。</p>  |
| 浅野委員 | <p>地元の景観計画ができたなら、それと整合性を取っていく必要があると思いますので、ぜひご協力いただけたらと思います。</p>   |
| 山崎委員 | <p>景観の話から少し外れるかもしれませんが、県の自治会連合会の中でも、最近空き家のことがクローズアップされるようになってきています。空き家に関する条例等を制定して、最終的には行政代執行までいけるようにしている地域もあります。景観計画にこの空き家に関することを入れていくことはできないのかという意見です。</p> <p>大きな震災が危惧されている中で、ハザードマップに基づいた避難路を示しているもののその途中にこけているような家があって、その道を避難路として使えない状況も出てくると思います。この景観計画の中で空き家への対応策を取ることができるかどうか、その点について教えていただければと思います。</p>   |
| 事務局  | <p>空き家対策ということで、どちらかと言えば、廃屋に係る話になってくると思いますが、三重県内でいくと名張市が条例を作っています。全国的に空き家が増えてきており、条例の整備を始めている自治体も出てきていますが、その中でも温度差があります。やはり、空き家であっても個人の財産ですので、所有者に命令を出すところまでの自治体もあれば、名前を公表したり、もう一步踏み込んで行政代執行まで行うといった自治体もあります。現在のところ各自治体において対応はバラバラです。神戸市であれば、行政代執行において廃屋のすべてを壊すわけではなく、支障になっている部分だけを壊して、取り除くという形を取っているようです。</p> <p>県内の状況としては、三重県が音頭をとりまして、1～2年前から勉強会を行っています。鳥羽市が昨年度の議会で空き家に関する条例を制定していますが、他の自治体では、まだ制定までに至っていないところが多いという状況です。ただ、空き家は増えてきていますので、廃屋への対応をしていくことは今後必要であると考えています。現在、企画部が市内の空き家の利活用を図るため「空き家バンク制度」を行っていますが、ただ、廃屋ということになれば、景観、環境、防災など多岐にわたる話となりますので、今後、関係課と検討していく必要があると思っています。</p> |
| 山崎委員 | <p>ありがとうございます。</p>  |
| 浅野委員 | <p>他市の景観審議会においても、この空き家対策の話は出てきています。現在、空き家対策は、「取り壊し」と「保存・活用」のふたつの流れがあります。三重県内において「取り壊し」は、条例の整備などを行う自治体もあり、少しずつ進んできているようですが、「保存・活用」は、まだこれからというような状況であると思います。</p> <p>志摩市には、取り壊すのが惜しいと思うような伝統的民家がありますが、京都市は、地元の建築専門家や不動産業者と協力して、空き家の活用の強化に取り組んでいま</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>す。将来、景観計画を見直す際には、空き家対策について書き込めるような状況になっているのではないかと思います。別荘地や景観重要道路・漁港に面している漁村集落、また、重点候補地区に指定している地域に空き家が目立ってくると、景観が悪くなる恐れがあり、優先的に空き家を活用していく必要が出てくると思います。景観法が制定された時は、全国的にまだ今ほど空き家が深刻化していませんでした。来年度開催の景観法制定10年のシンポジウムでは、こういった空き家対策の話も出てくるのではないかと思います。</p> |
| 事務局  | <p>現在、国会では議員さんから空き家対策の法案が出されている状況です。各自治体で罰則まで持てるようなものであるようです。</p>   |
| 山崎委員 | <p>もうひとつ質問です。例えば、建物の届出があり審査して認可した後に、施工途中の現場確認というのはされているのでしょうか。</p>  |
| 事務局  | <p>施工途中の現場確認は行っていませんね。</p>  |
| 山崎委員 | <p>もし、出来上がった後の建物が違反していた場合はどうするのでしょうか。</p>   |
| 事務局  | <p>変更命令に従わない場合には、上位法令の景観法で罰則を設けておりますが・・・。</p>   |
| 山崎委員 | <p>建物完成後、違反が発覚した場合、業者は罰金だけ払えばそれで済んでいく。変更するよりも罰金払う方が安いなら、そうする業者もいるのではないかと思います。今の状況ではそこまでということですね。わかりました。</p>   |
| 会 長  | <p>他にございませんか。無いようですので、本日の会議は終了といたします。皆様のご協力をいただきまして、スムーズに議事を進行することができました。ありがとうございました。</p> <p>～景観審議会終了～</p>  |